

平成20年度

# 決算の公表

「夢・未来の創造 笑顔あふれる能登ふれあいの郷」づくりに向けて

平成20年度志賀町の決算は、景気の低迷や旧志賀町分の普通交付税の不交付など厳しい財政環境の中、前年度から増収となった志賀原子力発電所2号機に係る固定資産税収入や合併特例債など独自の財源により、積極的な建設事業の推進と住民福祉の向上、生活基盤整備、将来の財政負担に配慮した基金の積立などを行いました。

一般会計では、まちづくり交付金事業として定住促進住宅地造成事業や高齢者福祉住宅建設事業を実施し、学校整備では富来小学校の体育館改築や土田小学校の耐震補強工事などを行ないました。特別会計では、前年から着手したケーブルテレビ整備事業が完了し、自主放送の『しかチャンネル』により住民への情報提供を図りました。

## 一般会計・特別会計決算

区 分	歳 入	歳 出
一般会計	151億1,438万2千円	149億4,456万0千円
国民健康保険特別会計	27億6,750万0千円	27億4,507万3千円
老人保健特別会計	3億3,461万0千円	3億3,459万7千円
農業集落排水事業特別会計	7億384万7千円	7億384万7千円
公共下水道事業特別会計	21億7,959万9千円	21億7,679万8千円
地域し尿処理施設整備事業特別会計	4,358万8千円	4,358万8千円
介護保険特別会計	24億2,181万8千円	23億2,753万1千円
町立診療所事業特別会計	1億7,525万2千円	1億4,103万3千円
簡易水道事業特別会計	2,520万8千円	2,520万8千円
ケーブルテレビ事業特別会計	22億2,147万8千円	22億2,147万8千円
後期高齢者医療特別会計	2億8,227万6千円	2億8,201万8千円

## 一般会計の主な事業

【ハード事業】	
・赤崎漁港海岸高潮対策事業	1億850万円
・領家漁港整備事業	5,684万円
・まちづくり交付金事業	7億9,278万円
・消火栓新設改修事業	2,258万円
・小学校施設整備事業	2億8,883万円
・旧志賀中学校解体事業	2,464万円
・地区公民館改修事業	6,732万円
・能登半島地震災害復旧費	9,177万円
【ソフト事業】	
・地籍調査事業	4,203万円
・後期高齢者医療対策事業	2億2,193万円
・行政改革推進事業	438万円
・コミュニティバス運行経費	7,423万円
・財政調整基金積立金	5億9,149万円
・乳幼児児童医療費助成事業	5,668万円
・児童手当支給事業	1億4,557万円
・放課後児童クラブ運営事業	2,162万円
・障害者自立支援給付事業	2億6,618万円
・清掃収集事業	1億1,441万円
・高生産性農業集積促進事業	5,608万円
・商工会助成事業	1,839万円
・企業立地促進補助金事業	8,347万円
・小学校スクールバス運行経費	3,005万円
・中学校通学費補助事業	2,413万円

## 公営企業会計決算

区 分	収 入	支 出	
水道事業会計	収益的	7億49万4千円	5億8,146万9千円
	資本的	1億4,474万9千円	5億9,397万1千円
町立富来病院事業会計	収益的	9億9,618万9千円	11億6,465万0千円
	資本的	7,022万8千円	1億6,631万5千円

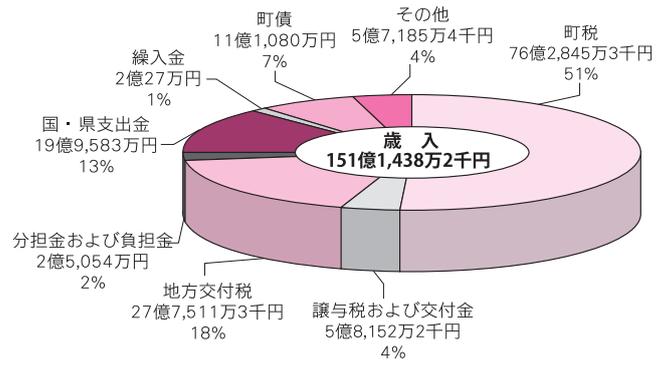
## 基金と地方債現在高

区 分	基 金	地方債
一般会計	86億9,075万2千円	172億5,922万2千円
国民健康保険特別会計	4億3,731万6千円	—
老人保健特別会計	—	—
農業集落排水事業特別会計	—	44億5,259万1千円
公共下水道事業特別会計	3,548万2千円	61億8,748万8千円
地域し尿処理施設整備事業特別会計	—	2億9,875万2千円
介護保険特別会計	8,402万8千円	—
町立診療所事業特別会計	—	—
簡易水道事業特別会計	—	1億1,754万9千円
ケーブルテレビ事業特別会計	—	28億7,860万0千円
水道事業会計 (※減債積立金)	※3億1,500万0千円	26億309万6千円
町立富来病院事業会計	—	25億3,340万6千円

# 一般会計の状況

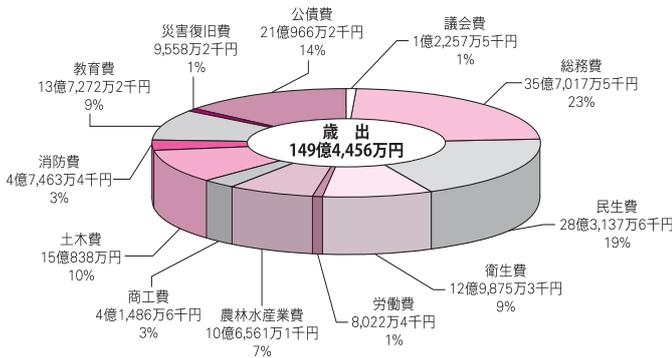
## 【歳入…用語の解説】

- ・ 町税 住民税、固定資産税など
- ・ 各種譲与税および交付金 国が各種制度により徴収し、町へ配分するもの
- ・ 地方交付税 国税から一定の基準に基づいて地方に交付される交付金
- ・ 分担金および負担金 事業の受益者負担金
- ・ 国・県支出金 国・県からの事業補助金など
- ・ 繰入金 基金（貯金）から取り崩すもの
- ・ 町債 町の建設事業に充てる借入金（借入金の多くは、国から地方交付税として町に補てんされます）。
- ・ その他 施設使用料・手数料、諸収入など



## 【歳出…用語の解説】

- ・ 議会費 町議会に関する経費
- ・ 総務費 庁舎管理や他の経費に属さない経費
- ・ 民生費 住民の福祉に属する経費
- ・ 衛生費 保健事業や環境対策に関する経費
- ・ 労働費 住民の労働対策に関する経費
- ・ 農林水産業費 農林水産業の振興に関する経費
- ・ 商工業費 商工業、観光、企業誘致に関する経費
- ・ 土木費 道路や河川の整備経費
- ・ 消防費 消防、交通安全対策経費
- ・ 教育費 学校教育や生涯学習の振興経費
- ・ 災害復旧費 災害時の復旧経費
- ・ 公債費 町の借入金の元金および利子の償還経費



## 財政健全化判断比率および資金不足比率の公表

～すべての比率で健全化基準を下回りました～

地方自治体の財政が健全かどうかを判断するため、平成19年6月に財政健全化法が成立し、次の4指標からなる「財政健全化判断比率」および「資金不足比率」の公表が義務付けられました。

4指標とは、①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率で、これらのうち「1つでも」国が定める基準を超えると、その町では「健全化計画」を策定し、国の指導下に置かれることになります。また、資金不足比率も国の基準を超えると「経営健全化計画」の策定が必要になります。

志賀町では、平成20年度決算額をもとに各指標を算出したところ、いずれの比率においても国の基準を大きく下回り、町財政は健全であるということが判断できました。

### ○4指標および資金不足比率の定義

指標の区分	指標の内容	国の指導基準
①実質赤字比率	普通会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率	13.23%
②連結実質赤字比率	全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率	18.23%
③実質公債費比率	普通会計の公債費及び公債費に準ずる実質的な負担額の標準財政規模に対する比率	25%
④将来負担比率	公営企業、出資法人を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率	350%
資金不足比率	公営企業の資金不足額の事業の規模に対する比率	20%

※上記基準を超えると財政運営に国の制限が加えられます。

### ○志賀町の算出した指標

指標の区分	算出値	備考
①実質赤字比率	— %	一般会計が黒字決算であるため。
②連結実質赤字比率	— %	一般、特別・企業会計とも黒字決算であるため
③実質公債費比率	13.6%	平成18年度～20年度の3カ年平均値
④将来負担比率	126.9%	
資金不足比率	— %	全公営企業会計で資金不足が生じていないため (水道・病院・下水道・簡易水道事業)